

# パブコメ勉強会byポジネット

2015.08.25,09.03,10 18:00-20:45

## コメントを書こう！

▶ 御意見・御感想 ▶ 関連サイト ▶ English

文字の大きさ **標準** **大きく**

部・会議等 ▶ 国際的協調 ▶ 広報・報道 ▶ 基本データ



「第4次男女共同参画基本計画策定に  
当たっての基本的な考え方(素案)」  
**意見募集中**  
期間:7月29日(水)~9月14日(月)  
**公聴会を開催します**   
(宮城・東京・愛知・京都・広島・福岡)

 **輝く女性  
応援会議**  
参加希望申込みはこちら 



皆川満寿美

# 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考 え方（素案）」に係る意見募集について

募集期間；7月29日（水）～平成27年9月14日（月）

[http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku\\_sakutei/yojikeikaku/ikenboshu.html](http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_sakutei/yojikeikaku/ikenboshu.html)

意見の提出方法及び提出先

(1) メールフォームを利用した提出（締切日必着）

分野を選択。1項目1000字以内。

(2) 郵送（様式[PDF]に記入してください）。締切日消印有効）

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府男女共同参画局推進課 意見募集担当 宛

(3) FAX（様式 [PDF]に記入してください。締切日必着）

FAX番号 03-3592-0408

### 3次計画15分野（2次計画は12）

- 1 政策・方針決定への女性の参画の拡大
  - 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
  - 3 男性・子どもにとっての男女共同参画**
  - 4 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
  - 5 男女の仕事と生活の調和
  - 6 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
  - 7 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援** ← 「基本的考え方」以降に追加
  - 8 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備**
  - 9 女性に対するあらゆる暴力の根絶
  - 10 生涯を通じた女性の健康支援
  - 11 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
  - 12 科学技術・学術分野における男女共同参画**
  - 13 メディアにおける男女共同参画の推進
  - 14 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進**
  - 15 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献
- 推進体制

# 4 次計画のデザイン (2015.07.28現在)

## 第2部 政策編

(第1部 基本的な方針)

### I あらゆる分野における女性の活躍

- 1 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 4 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- 5 科学技術・学術における男女共同参画の推進

### II 安全・安心な暮らしの実現

- 6 生涯を通じた女性の健康支援
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

### III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- 11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- 12 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

### IV 推進体制の整備・強化

大分類復活

## 【どう変わったか】

・分野の数の減少；15から12へ（2次計画は12）

「4雇用」と「5WLB」が一つになっている（→3分野）。

「3男性・子ども」がなくなっている。

「6農山漁村」が「14」の中の「地域・環境」といっしょになっている（→4分野）。

「7貧困」と「8高齢者など」が一つになっている（→8分野）。当初7は消えていたがこうしたかたちで復活。

「11教育・学習」が「13メディア」と一つになっている（→10分野）。

「①男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍」という分野が登場している（「男性」はなくしたが全体に通貫させると）。3、9と重なるが...

「⑪防災復興」が独立している。

他にも表現が異なっている箇所がある。

# 「基本計画」を考える際の着眼点

- ・ 「外観」のレベル；メッセージ性

目次に入ってくる文言か ex. 「男性・子ども」

- ・ 「具体的施策」のレベル

どんな項目が入っているか／いないか

- ・ 「実効性」の問題

担保する手立ては含まれているか

- ・ 「連続性（論理性）」の問題

3次の進捗状況の測定と評価に基づく策定？

## 4次計画第1部 基本的な方針（7.6版／変わらず）

第4次男女共同参画基本計画（以下「4次計画」という。）の策定に当たっては、目指すべき社会として以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていく。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

## 3次計画第1部 基本的な方針

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは、①**固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会**、②**男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会**、③**男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会**、④**男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会**である。

## 4次計画の策定方針（10）より

① 4次計画は、今後10年間を見通した目標と今後5年間に実施する施策の基本的な方向と具体的な取組をまとめるものであり、**施策の選択と集中、推進体制の強化**を通じ、**真に実効性**のある計画とする。

④ **「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」**を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として**計画全体にわたる横断的視点**として冒頭に位置付け、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策を充実する。

⑤ 社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していくための重要な目標である**「30%目標」**達成に向け、**女性活躍推進法【P。第189 国会に提出。可決・成立した場合。】の着実な施行**とともに、**更に踏み込んだポジティブ・アクション**の実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進める。加えて、**将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組**を進める。

⑥ 非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、**働き方の二極化に伴う諸問題への対応**を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、**女性が安心して暮らせるための環境整備**を進める。

⑩ **地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組**が全国各地で展開されるよう、**地域における推進体制を強化**する。



# 問題状況

## 1) バックラッシュ

- ・それほど突出してはいないが、「家族の日」「家族の週間」についての記述がある。

↓目立たせたい政権

## 2) 202030と「女性活躍」政策

- ・政治分野をどうするか。しかしそれだけではない。
- ・新法成立。リーダー層養成についての記述が厚くなっているのはそういう意図。

## 3) それ以外

- ・3次計画までの取り組みは、上記によってどのように影響されるか。また、分野についてすべてカバーできる専門家が揃っているわけではない（健康分野の問題）。

7/6政府発言 「「男女共同参画」は「女性活躍」と並んで安部政権の政策の一丁目一番地です。」

# どう書いたらよいか

- ・書いてあることに対してコメントする（修正）
- ・書いてないことに対して（「書いてないぞ」と）コメントする（追加、新規）
- ・コメントを受けて計画を修正できるようになかたちでコメントする（修文案提示）
- ・それぞれ、根拠（理由）を明示する（説得材料）

# 使える資料を参照しよう

- ・ 調査会議事録
- ・ 各省提出のフォローアップ文書

いずれも、インターネット上（内閣府男女共同参画局ウェブサイト）にあります。

＞推進本部・会議等＞専門調査会＞計画策定専門調査会＞  
開催状況及び会議資料＞

<http://www.gender.go.jp>

# 問題の見つけ方

- ・自分が関心を持ち、活動してきた事柄は、3次計画にはあったけれども、どうなっただろうか？

→関係のキーワードで「検索」してみる。3次計画にあった場合には、関連の事項の中の表現（単語）で検索してみる。ない（新しい）場合は、キーワードを考えて、検索してみる。

「**選択と集中**」と言っているので、なくなっている可能性がある（具体的施策の数は減少している）。

# 例えば「男性」について

- ・ 3次3分野では具体的施策**28**
- ・ 4次では**19**（「男性」で検索）

## 言及されなくなかったこと；

- ・ 中小企業、非正規雇用者におけるWLB
- ・ ILO156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約
- ・ パパ・ママ育休プラス
- ・ 地域デビュー講座関連
- ・ 性暴力関係（加害予防、男性被害者へのケア）
- ・ 生活の自立（食育）
- ・ 男性相談（孤立、自殺予防）

## 加わったこと；

- ・ 男性育休取得状況の見える化
- ・ 男性へのハラスメント対策
- ・ ベビーベッド付き男性トイレなどの整備
- ・ 家事育児参加する男性の周囲の意識改革
- ・ 「男性リーダーの会」「イクメン」「イクボス」
- ・ 健康問題（肥満、喫煙、飲酒）
- ・ 女性アスリートへの男性指導者からのセクシュアル・ハラスメント
- ・ 広報（新聞、テレビ、インターネット、ゲームなど訴求力の高いメディアへの働きかけ）

# フォローアップにおける各省の対応

ex. 文部科学省

## 11分野

出されていた質問には答えるが…

### 1 男女平等を推進する教育・学習

#### ア 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進

- ・ 学校長を始めとする教職員や教育委員会が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。

- ・ 教員養成課程における男女平等などの人権教育を促進する。

- ・ 青少年教育活動の指導者など社会教育関係者に対しても、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発に努める。

- ・ 男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解を払拭するためにも、教育関係者等に対し男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図る。

#### 【施策の取組状況】 ↓ 上記に対する取組なのに、一つ一つには答えない

- ・ 文部科学省では、初任者研修や10年経験者研修等各都道府県が実施する研修において、人権教育や男女共同参画に係る内容が取り扱われることを通じて、学校教育関係者に対して意識啓発を図っている。また、社会教育関係者に対し、研修等の機会を通じ男女共同参画の視点に立った取組がなされるよう促すとともに、家庭教育に関する学習講座等において、夫婦共同で子育てすることの大切さについての意識啓発がなされるよう促している。

#### 【施策の評価】

- ・ 社会教育主事の養成講習を実施するとともに、社会教育主事の資質向上を図る様々な研修を実施し、教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進に資するものであったと考えられる。

## 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

### 3 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

#### 才 政府職員の理解の促進等（全府省）

・男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行う。

**↓他の役所は?! 国家公務員全員に深い理解をもってほしい!**

#### 警察庁

##### 【施策の取組状況】

- ・男女共同参画基本法や女子差別撤廃条約について、警察職員に対する各種研修の機会に、必要に応じて言及している。
- ・新たに採用された警察職員や各階級に昇任する警察職員に対し、警察学校での研修において、男女共同参画に関する講義を盛り込んでいる。また、警察署等の職場においては、執務資料「人権に配慮した警察活動のための手引き」を活用するなどし、男女共同参画推進に関する教育を実施している。

##### 【施策の評価】

- ・研修には様々な立場の職員が参加しており、男女共同参画に関する理解が広がっている。

# 3次計画の実施状況

- ・進んだものあり、そうでないものあり（当たり前！）
- ・成果目標について
  - 男女共同参画とどのように関係しているのか不明では？
  - 制度に不備があるのでは？
  - 1ポイント以下の動きは誤差の範囲では？
  - 男女別の把握を行っていないものがある
  - 数値の動きは政策効果なのかどうか
  - 数値の動きは、どのような政策効果なのか（どんな施策の効果なのか）
  - 成果目標は何のために設定するのか？
- ・フォローアップ作業は十分なのか？
  - 府省（の部局）により対応異なることについて
  - 「具体的施策」として描かれている事柄は、担当府省に降りた際、いかなる活動（事業）に該当し、それはどのように進捗しているのか

**PDCAサイクルは回っているのか？**

**「計画」は、男女共同参画社会の実現に貢献しているか？**



## 【技術的な問題】

インターネットのフォームは、**素案の構成に対応してコメントするかたちになっている。**

構成に対して修正を求めたい場合は？

ex. 「3男性・子ども」分野をなくさないでほしい。

→ **「第1部 基本的な方針」のところを書く。**

ex. 「3男性・子ども」分野をやめて「男性中心型労働慣行等の変革」としたため、男性の生きづらさや生活の自立の事柄が手薄になっており、入れる場所がない状態である。一部は健康分野に行っているようだが、この問題は、問題として見えにくくなっている。

→ 「第1部 基本的な方針」のところを書くとともに、記述が登場する箇所でもコメントする。

- ・ こうした作業によって、行政の仕事の仕方（やその限界）を知ることができる。

- ・ 自分自身の生活の中に、書き込まれている施策は姿を現しているだろうか？